

## 平成30年第1回砂川市議会定例会

平成30年3月15日（木曜日）第7号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1
- 議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について
  - 議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
  - 議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 29 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 36 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 37 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 38 号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第 39 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第 40 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 41 号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 42 号 市道路線の認定について
- 議案第 7 号 平成 30 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 30 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 30 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 30 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 30 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 30 年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第 43 号 平成 29 年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 3 議案第 44 号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 1 調査第 1 号 所管事務の調査付託変更について
- 日程第 4 報告第 2 号 監査報告
- 報告第 3 号 例月出納検査報告
- 日程第 5 意見案第 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について

## 閉会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について  
議案第 1 4 号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について  
議案第 1 5 号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について  
議案第 1 6 号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 7 号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 8 号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 9 号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 0 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 1 号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 2 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 3 号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 4 号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 5 号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 6 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 7 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 8 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 9 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第39号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第42号 市道路線の認定について
- 議案第7号 平成30年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成30年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第2 議案第43号 平成29年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第3 議案第44号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
(日程追加)
- 調査第1号 所管事務の調査付託変更について
- 日程第4 報告第2号 監査報告
- 報告第3号 例月出納検査報告
- 日程第5 意見案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について

○出席議員（12名）

議長 飯澤明彦君  
議員 増井浩一君  
中道博武君  
武田真君  
辻勲君  
沢田広志君

副議長 水島美喜子君  
議員 多比良和伸君  
佐々木政幸君  
武田圭介君  
北谷文夫君  
小黒弘君

○欠席議員（1名）

増山裕司君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長  
砂川市教育委員会教育長  
砂川市監査委員  
砂川市選挙管理委員会委員長  
砂川市農業委員会会長

善岡雅文  
高橋豊  
栗井久司  
其田晶子  
関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長  
病院事業管理者  
総務部長  
兼会計管理者  
総務部審議監  
市民部長  
経済部長  
建設部長  
建設部技監  
病院事務局長  
病院事務局審議監  
病院事務局審議監  
総務課長  
政策調整課長

角丸誠一  
小熊豊  
熊崎一弘  
近藤恭史  
中村一久  
福士勇治  
湯浅克己  
荒木政宏  
氏家実博  
朝日紀博  
山田基  
東正人  
井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長

河原希之

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 堀田 一 茂

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 熊崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局 長 峯 田 和 興

事務局 次 長 川 端 幸 人

事務局 主 幹 山 崎 敏 彦

事務局 係 長 渡 部 秀 樹

開議 午後 0時59分

◎開議宣告

- 議長 飯澤明彦君 休会中の本会議を再開します。  
本日の会議を開きます。  
本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。
- 議会事務局長 峯田和興君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増山裕司議員であります。
- 議長 飯澤明彦君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について
  - 議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
  - 議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

- 議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第39号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第42号 市道路線の認定について

議案第 7号 平成30年度砂川市一般会計予算  
議案第 8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第 9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算  
議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算  
議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第12号 平成30年度砂川市病院事業会計予算

○議長 飯澤明彦君 日程第1、議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について、議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第39号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について、議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第41号 砂川市過疎地域

自立促進市町村計画の変更について、議案第42号 市道路線の認定について、議案第7号 平成30年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成30年度砂川市病院事業会計予算の36件を一括議題とします。

第2予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2予算審査特別委員長。

○第2予算審査特別委員長 北谷文夫君（登壇） 第2予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告を申し上げます。

3月13日から15日の3日間にわたり委員会を開催し、委員長に私北谷、副委員長に多比良和伸委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第13号から第15号は、簡易による採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。続いて、議案第16号は起立により、議案第17号から第42号まで及び第7号から第12号までの一般会計、特別会計、事業会計の6会計予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 飯澤明彦君 これより第2予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで第2予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、議案第16号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で、原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、制定に対する反対討論を行います。

私は、市民の声を代表し、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定に反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、常々市長は、行政と議会は車の両輪と言われています。ところが、今回の条例改定を伴う新しい部の設置について、常任委員会の所管の変更とともに今後の一般質問にもかかわる重要な案件であるにもかかわらず、議会への説明が一切ありませんでした。このような議会軽視も甚だしいことは、二度と繰り返すことがないように強く要望をいたし

ます。

さて、私たち市民の声は、大きく2点について反対の理由を申し上げます。まず、1点目は、議案第16号の改正理由には、本市の組織機構を見直し、行政事務の効率化を図るためとありますが、新たに保健福祉部を設置することについては、これまで本会議での総括質疑と委員会での審査の中でその必要性を見出すことができませんでした。また、議案第16号の提案説明の際に、市民部においては高齢者施策や子育て支援など業務の範囲が広がって事務事業量が増加しているとありました。そうであるならば、もっとしっかりと係、課からの機構の見直しを行うべきです。また、市民生活課と税務課で構成される市民部窓口の移動もないとのこと。既存の課をそのままにして新たな部を設置し、単に課の入れかえを行うことが、行政事務の効率化の向上や市民サービスの向上につながることはとても思えません。効率化どころか縦割りがふえ、組織が肥大化することを危惧いたします。

続いて、2点目は、行財政改革の視点が欠けていることです。地方自治法第2条で、最小の費用で最大の効果を上げること、常に組織及び運営の合理化に努めることが自治体に求められています。さらに、同法158条では、内部組織の編成に当たっては、当該普通公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分に配慮しなければならないとされているところです。人口の減少、少子高齢化の進展など大きな課題を抱える砂川市です。市長は市政執行方針で、国は財政健全化の観点から歳出の削減、地方交付税の抑制という傾向を一段と強めていくため、砂川市はその状況を見据えた財政運用が必要であると述べられています。そのような中、今回のように新たな部を設け、部長ポストをふやすことは、全く納得できません。

以上のことから、我々市民の声といたしましては、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例について反対をいたします。議員各位には、ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 増井浩一議員。

○増井浩一議員（登壇） 私は、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

現在は、社会情勢の変化に伴い、少子高齢化、多様化する市民ニーズに的確、迅速に対応する地方行政運営が求められています。砂川市では、これらの課題に取り組むため、高齢化への対応、市民との協働のまちづくり、人口減少に歯どめがかかるよう少子化、定住対策などを強化し、また庁舎建設などさまざまな事業が展開されてきております。このことから、市民部を市民部と保健福祉部の2つに分け、さらに税務課を市民部の所管とするこの改正は、市民サービスの向上に結びつくとともに、より一層的確、迅速な対応を図ることができることから、本条例を原案のとおり可決すべきものと考えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） 私は、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の立場で討論いたします。

初めに、砂川市の最上位計画である砂川市第6期総合計画においては、基本目標2として健康としあわせ広がるふれあいのまちを目指す上で、全ての市民が心身ともに健康で、互いに支え合い、幸せに暮らしていけるよう、保健、福祉、医療、介護の連携のもとに適切なサービスの提供と健康づくりの充実に努めるとうたっています。さらに、砂川市第6期総合計画策定に当たっての市民懇談会の中では、市の組織のスリム化を望む意見がある一方で、高齢者が抱える問題の相談等の担当部署をわかりやすくしてほしいという意見が出されていました。今回の保健福祉部という名称は、保健と福祉という、誰もがその業務を認識しやすい名称であることや、組織のスリム化は形式的な話ではなく、業務のスリム化でなければなりません。今回の部の分割は、単に管理職ポストがふえるという話ではなく、業務の決裁権限を持つ者を分けることにより、意思決定をより迅速なものとし、現場判断を迅速に行うことができるようになると思います。組織再編は市の内部事項とはいえ、市民サービスの提供に当たって多くの影響を与えるため、その再編等に当たっては、市民サービスの低下を招かないなど一層の配慮が必要となってきます。

現在の市民部は3課2センターの体制で運用が行われていますが、高齢化の進展による介護福祉の対応や社会福祉としてのひとり親、障害者対策、特定健診やがん検診の受診率向上、自殺予防対策など、社会的ニーズを多く必要とする業務がふえてきています。業務がふえる外的要因として、北海道からの権限移譲に基づく社会福祉法人の指導監査、有料老人ホームの指導監査、指定居宅介護事業所の指定及び監査があり、また法改正により市の対応が求められるものとして、平成27年度の法施行に伴う子ども・子育て支援法や生活困窮者自立支援法に基づく業務、市の独自施策による高齢者見守り事業やがん対策推進、特定健診受診率向上対策など、ニーズの高まりを受け、業務対象範囲の拡大は続きます。一方で、予算的制約から大幅な人員増が難しい中、限られた人員配置の中でさきに述べたような幅広い業務を担っていくためには、効率化も重視しなければなりません。現場で働く者がばらばらに動くことは組織にはあり得ず、部という1つの単位において決裁を行う責任者の判断のもと組織体として動くことができます。

このたびの再編は、外形的には新たな部をつくるものですが、その中身は既存の市民部を分割するものであり、市民部と保健福祉部という形に再編することで決裁権限を持つ者を分割し、業務の平準化と責任所在の明確化が行われます。砂川市事務決裁規程を見ると、部長が決裁の専決を行えるものについて、現在の4部体制において総務部長は5課を所管し29件、市民部長は3課2センターを所管し35件、経済部長は2課を所管し16件、建設部長は2課を所管し14件となっており、市民部長が突出しています。今回の部の分割を行うことで5部体制となりますが、総務部長は4課を所管し26件に、市民部長は2

課を所管し14件に、保健福祉部長は2課2センターを所管し24件となり、これだけ見ても決裁効率の向上と迅速な判断が可能となることで、結果的に市民サービスの向上に資するものと考えます。

保健政策と福祉政策は密接にかかわっており、砂川市において市民の皆さんが安心して暮らしていけるように、母子や成人保健活動といった活動を通じて、子供からお年寄り、男女の性差や障害の有無などを問わず、保健福祉的な課題を抱えた全ての市民の皆さんに対して、これからも保健、福祉、医療、介護の連携を進め、行政が担う各個別施策において地域や関連機関との結びつきを機能的に行い、組織間連携や施策の実施を円滑に推進していかなければなりません。今回の組織再編が、市民の皆さんが安心してこの砂川市で暮らしていけることを第一義に事務分掌の見直しを行った中での保健福祉分野に特化した組織体制の構築であり、砂川市のまちづくりの最上位計画である総合計画にうたわれている基本目標の達成に向けて取り組むべき必要な改革であると考えます。多くの議員各位の賛同を求めまして、私の賛成討論といたします。

○議長 飯澤明彦君 これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号から第15号まで、第17号から第42号まで及び第7号から第12号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号から第15号まで、第17号から第42号まで及び第7号から第12号までを一括採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第43号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第2、議案第43号 平成29年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第43号 平成29年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第7号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,281万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億6,369万7,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費であります。4ページ、第2表、繰越明許費に記載のとおり、10款教育費、2項小学校費の豊沼小学校電気蓄熱暖房機改修事業、同じく3項中学校費の砂川中学校トイレ洋式化事業について平成30年度に繰り越すものであります。

第3条は、地方債の変更であります。5ページ、第3表、地方債補正に記載のとおり、学校教育施設等整備事業債について2,840万円を補正し、補正後の限度額を14億8,330万円とするものであります。

それでは、歳出についてご説明いたします。16ページをお開きいただきたいと存じます。8款土木費、2項2目道路橋梁維持費の一つ丸、除排雪に要する経費の除排雪等委託料1億5,000万円の補正は、例年にない降雪、積雪の状況により除雪、排雪の出勤回数が増加したことによる除排雪等委託料の増であります。

次に、18ページ、10款教育費、2項1目学校管理費の一つ丸、小学校の管理に要する経費2,894万5,000円の補正で、消耗品費9万6,000円、豊沼小学校電気蓄熱暖房機改修工事費2,884万9,000円は、国の平成29年度補正予算により学校施設環境改善交付金の対象となった豊沼小学校電気蓄熱暖房機改修を実施するための事務費及び工事費であります。

同じく3項1目学校管理費の一つ丸、中学校の管理に要する経費1,386万5,000円の補正で、消耗品費4万3,000円、砂川中学校トイレ洋式化工事費1,382万2,000円は、国の平成29年度補正予算により学校施設環境改善交付金の対象となった砂川中学校トイレ洋式化を実施するための事務費及び工事費であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金1,408万8,000円の補正は、学校施設環境改善交付金事業費補助金であります。

18款繰入金で1億5,032万2,000円の補正は、財源調整による財政調整基金繰入金の増が主なものであります。

21款市債で2,840万円の補正は、豊沼小学校暖房機改修事業及び砂川中学校トイレ改修事業に係る学校教育施設等整備事業債によるものでございます。

以上が歳入であります。

なお、20ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よ

ろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 私は、補正予算の除排雪に要する経費について質疑を行います。

平成29年度の補正予算なのですけれども、29年度の当初予算、除排雪に要する経費は2億7,200万ほどで、今回の1億5,000万を合わせると4億を超えるという除雪に要する経費になるわけなのですが、私も長いこと議員をやっていますけれども、4億を超える除排雪の費用というのはまだ見たことないのではないかなと思っているのですけれども、この辺のところ、まず4億を超えるというのは今まであったのかどうかなのですけれども、今回は確かに雪も多かったですし、雪解けもなかなか、最近はちょっと解けてきましたけれども、直近でもいいのですけれども、降雪量と除雪費の関係でかつての部分と比較できるようなものがあつたらぜひ教えてほしいなと思うのです。つまり、何を聞きたいかという、今回ここまで除雪費が大きく膨らんだ要因について、例年とどう違ったのかということをもっとお聞きしたいと思っています。

2点目は、今回の財源内訳が全部一般財源になっておりまして、年間4億、正直申し上げて春になると解けてしまうような雪なのですけれども、ここに向かって4億の一般財源というのは災害にも匹敵するようなものではないかと私は思うのですけれども、国からの補助等は考えられなかったのかどうか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 （登壇） ただいま本年度の除排雪の補正ということで3点ほどご質問がございました。順次ご答弁させていただきたいと思っております。

まず、4億円を超える、今までにこのような予算があつたのかというお話でございますが、こちらについては、4億円を超えるということはありません。過去には平成10年に3億円というのがございましたけれども、近年はそれ以上のものはないところでございます。

それから、2点目でございますが、かつての部分と比較できるようなものがないかというご質問かと思いますが、実は平成23年度の除排雪決算額と今回の補正後の額の違いということで、平成23年度のときにつきましては降雪量が9メートル49センチで、決算額で申し上げますと2億7,100万円ほどでございます。このときとの比較でございますが、まず除雪機械の運転に係る人件費、それと燃料費等の上昇でございます。これらが上がっておりますので、基本となる早朝除雪の委託料が上がっていること、これが1点目でございます。

それから、雪の降り方でございますが、平成23年度の降雪量は9メートル49センチであり、今年度の3月15日現在の降雪量は9メートル84センチと大きな差はないところではありますが、過去10年間の最大積雪量の平均値であります120センチを超える期間は、平成23年度が2月11日から3月6日までの19日間に対し、今年度は2月1日から3月11日までの39日間であり、今年度は20日ほど多くなっているところでございます。それから、23年度の1月、2月の降雪量10センチ以上の日でございますが、18日、29年度は21日となっているところでございます。このような中から、なかなか積雪量が下がらないという傾向の状況となったところでございます。このような天候でございましたので、除排雪作業につきましては早朝除雪の回数がふえていることや排雪等の作業日数の増となっておりますので、除排雪費が増となっているところでございます。

除排雪費につきましては、平均降雪量を基本として予算を計上させていただいておりますが、その年の雪の降り方によっては早朝除雪の出動回数や除排雪作業の日数が増減すること、また近年は人件費等が上がる傾向でありますから、市民に対して一定の除排雪サービスを維持していくためには事業費はふえていく傾向にある、これらが近年の特徴となっているところでございます。

それから、最後のご質問でございますが、国等の補助金はないのかというお話だっと思っておりますが、除排雪に関する経費は通常は単独費でございまして、今年度についても明確に国のほうからそのような指示は来ていないところでございます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから財源の関係の補足の説明をさせていただきたいと存じます。

基本的に除排雪経費に係る財源につきましては、普通交付税の中で一般的に見られているものがございます。しかしながら、普通交付税の中で全て見れているもの以外のもありますので、雪の量に応じたり、あとは支出する経費に応じて特別交付税の措置というのもされておまして、こちらにつきましては特別交付税の3月分ということで毎年加算されているところでございますけれども、それらの金額が実際どの程度算入されているかというものにつきましては、明らかにはされていないところでございます。

また、国のほうの補助ということで、今、決まったものはないというお話をさせていただきましたけれども、実は平成23年度もかなり全国的に雪が多くて、その際、特に特別な補助といたしまして市町村に対しても国から補助がありまして、当時でございますと3,000万程度、国の補助がなされたところでもございます。今回につきましても国のほうからそれらに関する調べということで調査が来ておまして、国も一定程度予算は確保するともされておりますけれども、ことしの雪は、どちらかといいますと福井県等を中心といたします北陸方面にかなり雪が降りまして、かなり被害も生じているところでございます。これらの予算につきましては全国的な予算の捉えということになっておりますので、

調査はされておりますけれども、実際補助がされるものかどうか、あと金額がどの程度になるかは今後の動きの中で判明するものと考えているところでもございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 直近の比較ということで平成23年度のことが今言われたのですけれども、消防の降雪状況の最終的なものを見ると、9メートル84センチというデータを私もきのう見てきたのですけれども、さっき言った平成10年というのは、これは社会経済委員会でいつも報告されている資料ですけれども、10メートルを超えていたというところもあったわけです。今のお答えでいくと、量としては最高ではないのですけれども、除雪費用という形でいけば、1億も超えてくるような状況ということだったわけです。社会経済委員会でも言ったのですけれども、砂川はだんだん、だんだん高齢化が進んできていて、雪の処理というものに対しての方法が少し変わってきているのではないかとも思うのです。幹線道路なんかは私もよく通るのですけれども、市がきれいに除排雪をした後に、その日にちがたたないうちにもう一回通ってみると、また雪が結構な量になっていて、道幅が狭くなっている状況が最近特によく見られるのです。もしかすると、各家庭ばかりではなくアパートやなんかもふえてきていますので、そういうところが機械によって、置く場所がなく、もしかしたら道路に出しているような場面もあるのかなというぐらいに、排雪した後の道路の広さを維持する期間が余りにも短くなっているなという気が正直しています。

そういう状況になれば、さらにまた何回か入っていかなければいけないという、ダブルでお金を使っていくことになるのだらうと思うものですから、この辺のところは、今回が異常なのかもしれない。ただ、降雪量としてはそんなに大きく異常さということが感じられないということは、もう少し違う原因もあるのかもしれないということも精査していただきながら、市民の皆さん方に少しずつでも協力を得ていながら、これだけのお金を使わないで済むようになる方法があるならば、ぜひ広報をしっかりといただいて、今後の対策に備えていただきたいと思うのですけれども、その辺のところというのは原課、現場、あるいはどんなお考えがあるのか。広報に関しては、市民の皆さん方にも、なるべく庭の雪を出したりとかをしないような広報というのは今後真剣に考えていったほうがいいのではないかと思うものですから、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 ただいま市民の皆様への広報というお話をいただいたところでございますが、例年私どもは12月1日号の広報で、市民の皆様を除雪のお願いということで、道路に雪を出さないでください等々のお願いをしているところでございます。ただ、近年につきましては、議員さんのおっしゃられるとおり、排雪したばかりの道路にショベルで持ってこられるという例も見受けられますので、そのようなものについては、道路パトロールをうちの職員もしておりますので、見つけ次第注意を行っているところもあるところでございます。そういうこともありますが、根本的には除雪というものにつま

しては、市民、行政の役割、市民の役割ということで協働の作業でなければやっていけない事業だと思いますので、私どもにつきましても市民の皆様に再度、広報のあり方、道路を大事に使っていただきたいという旨のお願いについては、やり方を考えていきたいと思っていますところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第43号 平成29年度砂川市一般会計補正予算について、教育費について何点か質疑を行います。

1点目は、豊沼小学校電気蓄熱暖房機改修工事にかかわって、工事対象は校内全てのものに及ぶのかどうか。

2点目に、工期についてはどれぐらいの期間を考慮し、学校教育活動等に支障のない時期に行われ、対応できるのかについて。

次に、砂川中学校トイレ洋式化工事について、1点目は、校内にある生徒用トイレは全て対象となるのか。

2点目に、教員用トイレも改修に含まれるのか。

3点目に、工期についてどれぐらいの期間を考慮し、学校教育活動や部活動等に支障のない時期に行われ、対応できるのか。

4点目に、ウォシュレット等のトイレに関する付加物があるのかどうか。

以上のことを伺います。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） まず、ご質問いただきました豊沼小学校電気蓄熱暖房機改修工事、これらの改修の範囲というご質問だと思いますが、これらの改修の範囲についてご答弁いたします。今回の改修工事につきましては、校舎内全ての電気蓄熱暖房機64台及びパネルヒーター14台を更新するものであります。

次に、工期であります。この工事につきましては6月に入札を執行し、6月から9月までの工期を予定しておりますが、工事の大部分は夏休み中に行う予定であり、学校生活や授業には支障を来さないよう実施するものであります。

次に、砂川中学校トイレ洋式化工事の関係で、生徒用トイレと教職員トイレの改修個数、これについてご答弁申し上げます。今回の改修は、校内全てのトイレが40個あるうち、洋式化済みが9個であり、残る31個のうち、体育館南側にある5個は外部からしか利用できなく、ふだんの使用頻度が極めて少ないため、この5個を除き、26個を改修いたします。26個の内訳といたしまして、18個が生徒専用、3個が教職員専用、5個が生徒と教職員の兼用であり、これらを洋式化するものであります。

工期につきましては、この工事は6月に入札を執行し、工期は6月から10月までを予定しておりますが、工事の大部分は夏休み中に行う予定であり、夏休み後の工事についても学校との調整の上、学校生活や授業には支障を来さないよう実施するものであります。

最後に、洋式トイレにウォシュレットのような付加物があるのかというご質問に答弁させていただきます。洋式トイレにウォシュレットのような付加物については、これまで各学校で行ってきた改修と同様に、洋式トイレにはウォシュレットのような洗浄機能などの付加物はないものであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 こういった工事に限る話ではなくて公共工事全般にかかわることなのでありますけれども、今後この予算が通れば執行して行って、入札という形になっていくと思います。当然、今こういった地域の経済情勢等もありますので、少しでも、入札の結果がどうなるかはわかりませんが、市内の経済効果が出るようにといったようなことも入札を行う上では考えていかなければいけないのかなと思うのですけれども、その点だけお伺いして、質疑を終えたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 ただいま答弁いたしました豊沼小学校電気蓄熱暖房機改修工事及び砂川中学校トイレ洋式化工事につきましては、市内業者による一般競争入札を予定しているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第44号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長 飯澤明彦君 日程第3、議案第44号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 議案第44号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。砂川市事務分掌条例の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページをごらんいただきたいと存じます。砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、附属説明資料の新旧対照表にてご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第2条は、常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管の定めであり、第2項第2号中「市民部」の次に「保健福祉部」を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

ここで、ただいま可決されました議案第44号の公布が必要なため、会議を休憩します。休憩中に2常任委員会を開会して、所管事務の調査付託変更について協議願いたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時05分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長 飯澤明彦君 ここで、社会経済委員長及び議会運営委員長から所管事務の調査付

託変更の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの所管事務の調査付託変更についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 調査第1号 所管事務の調査付託変更について

○議長 飯澤明彦君 追加日程第1、調査第1号 所管事務の調査付託変更についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、社会経済委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、調査事項を変更して閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎日程第4 報告第2号 監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、報告第2号 監査報告、報告第3号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第7 意見案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

○議長 飯澤明彦君 日程第5、意見案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 飯澤明彦君 これにて日程の全てを終了しました。

平成30年第1回砂川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年3月15日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員